

高等学校設置基準の全部を改正する省令要綱

一 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、設置基準の定めるところにより設置するとともに、設置基準を最低基準と位置付け、高等学校の設置者は、高等学校の水準の向上に努めるものとする
こと。（第一条関係）

二 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合等において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができること。また、専攻科及び別科の編制、施設及び設備について、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができること。（第二条関係）

三 自己点検、自己評価を行い、その結果の公表に努めること。（第三条関係）

四 積極的な情報提供を行うこと。（第四条関係）

五 高等学校の学科の種類を、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科並びに普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科とすること。（第五条、第六条関係）

六 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、原則として、四十人以下とすること。（第七条関係）

七 高等学校に置く教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとするとも、教員等は、他の学校の教員等と兼ねることができるものとする。（第八条関係）

八 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないこと。（第九条関係）

九 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。（第十条関係）

十 高等学校には、高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じて、相当数の事務職員を置かなければならないこと。（第十一条関係）

十一 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。（第十二条関係）

十二 高等学校の校舎及び運動場の面積の基準を定めるとともに、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合等については、この限りでないとする事。 (第十三条、第十四条関係)

十三 校舎には、少なくとも教室(普通教室、特別教室等)、図書室、保健室及び職員室を備えるとともに、必要に応じて専門教育を施すための施設を備えるものとする事。 (第十五条関係)

十四 高等学校には、校舎及び運動場のほか、原則として、体育館を備えるものとする事。 (第十六条関係)

十五 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えるとともに、常に改善し、補充するものとする事。 (第十七条関係)

十六 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用できるものとする事。 (第十八条関係)

十七 この省令は、平成十六年四月一日から施行する事。 (附則第一項関係)

十八 その他所要の規定の整備を行う事。